

○国土交通省告示第二百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年三月十日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 利根川水系砂防事務所長野出張所新築事業

第3 起業地

- 1 収用の部分 群馬県吾妻郡長野原町大字長野原字久々戸地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

## 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県吾妻郡長野原町大字長野原字久々戸地内における1,523㎡の土地を起業地とする「利根川水系砂防事務所長野出張所新築事業」（以下「本件事業」という。）である。

利根川水系砂防事務所長野出張所（以下「出張所」という。）は、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第32条第2項、国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第208条第6項、国土交通省組織規則（平成13年国土交通省令第1号）第155条、地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第150条第2項の規定に基づき国土交通大臣の承認を得て設置された機関である。

本件事業は、国（国土交通大臣）が直接その事務の用に供する施設である出張所の庁舎を新築整備する事業であり、法第3条第31号に掲げる国が設置する、直接その事務の用に供する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、国土交通省設置法第32条第2項、国土交通省組織令第208条第6項、国土交通省組織規則第155条、地方整備局組織規則第150条第2項の規定に基づき国土交通大臣の承認を得て設置された出張所の庁舎を新築整備する事業であることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

出張所は、浅間山及び草津白根山を含む一級河川利根川水系吾妻川上流域を管轄し、砂防工事の施工及び監督、砂防施設の点検や砂防指定地の巡視の業務を行っているほか、砂防法で禁止制限されている砂防指定地内での行為の申請等における事前説明や砂防相談室の窓口業務を行っている。

また、出張所は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき作成された「長野原町地域防災計画」において指定地方行政機関として位置付けられており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、所管施設の巡視点検や災害発生箇所の被害状況の調査及び災害復旧対策の監督等を行う防災拠点としての役割を担うものである。

しかし、出張所の現庁舎は、防災拠点として確保すべき活動拠点である災害対策室を備えていないこと、また、地域の幹線道路である一般国道145号から現庁舎に繋がる町道は幅員3～4mと狭小であること、JR吾妻線と立体交差している架道橋の下部は、けた下3.2m以下でないと通行不可能であり、対策本部車等の車高3.2mを超える災害対策用車両は通行できないことから、災害復旧対策時に支障がある。

また、現庁舎の敷地は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域に近接していることから、災害時に防災拠点として十分な機能が発揮できないおそれがある。

本件事業の完成により、災害対策室を備えた出張所の庁舎が、災害対策用車両の通行に支障がなく、急傾斜地崩壊危険区域に近接しない位置に新築整備されることから、災害時の防災拠点としての機能を十分に発揮することが可能となることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

#### (2) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が行った調査によると、本件事業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、防災拠点として必要な機能を確保し、災害時に十分な機能を発揮することを目的に出張所の庁舎を新築整備する事業であり、本件事業の事業計画は、

新営一般庁舎面積算定基準（平成15年3月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定。）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業に係る起業地については、管轄区域への交通の利便性、防災拠点として関係機関である群馬県中之条土木事務所長野原事業所と長野原町役場との連携を図る上での位置関係を考慮し、長野原町大字長野原字久々戸地内（以下「申請区域」という。）及び長野原町大字長野原字道木平地内の2つの候補区域について検討が行われている。申請区域は他方の区域と比較して、関係機関に近接しており災害時の連携に優れること、地勢が緩傾斜であり造成が容易であること、事業費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請区域が最も合理的であると認められる。

さらに申請区域の中で、西側候補地、中間候補地、東側候補地（以下「申請地」という。）の3つの候補地について検討が行われており、申請地は他の2つの候補地と比較すると、形状が最も良く、敷地を有効利用した庁舎の配置計画が可能であること、敷地内に用水路や立木も存しないことから事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### **4 法第20条第4号の要件への適合性**

##### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、出張所の現庁舎は、防災拠点として確保すべき機能を備えていないこと、災害復旧対策時に支障があることから、できるだけ早期に災害時の防災拠点としての機能を十分に発揮できる出張所の庁舎の新築整備を図る必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### **(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性**

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 群馬県吾妻郡長野原町役場